

学校法人 産業能率大学  
理事長 殿

平成20年6月17日

## 通知書

下記通知人ら代理人

弁護士 岡本光樹



### 通知人

住人

(　　号)

(　　号)

(　　号)

(　　号)

当職は、上記通知人らの代理人として、  
貴学に対し、以下の内容を通知いたします。

昨年（平成19年）12月に貴学が喫煙所を現在の場所に移動させて以来、当該喫煙所にて発生するタバコ煙が、通知人らの居住する**（以下「本件マンション」という。）**を直撃し、本件マンションの各居室に流れ込む状態となっています。

通知人らは、当該受動喫煙による健康被害及び精神的・肉体的苦痛を受け、苦しみ続けています。

また、喫煙所が隣接しタバコ煙が流れて来るに伴い本件マンションの各居室の売買等に係る価値が下がる場合には、貴学によるマンション居室所有者に対する財産権侵害にも該当するものと思料いたします。

去る5月23日、通知人ら及び当職は、専門の医師とともに、マンションの居室において空気環境を測定しました。居室内において居室の窓を開けて浮遊粉じん濃度を測定するという方法により空気環境を測定しましたが、その結果として、貴学休憩時間等の学生が喫煙所に多く集まる時間帯においては、厚生労働省が示す喫煙室の上限基準値である時間平均浮遊粉じん濃度 $0.15\text{ mg/m}^3$ （厚生労働省ホームページ「分煙効果判定基準策定検討会報告書」参照）を、常時超える数

値が測定されました。さらに、ピーク時には $0.22 \text{ mg/m}^3$ という高い数値が測定されました。上記基準値は、喫煙室の上限濃度であり、これが非喫煙者の居室において測定されるのは、極めて異常な事態と言わざるを得ません。

また、各居室の窓を閉めた状態においても、建物の構造上、本件マンションにタバコ煙が流れ込んでいる状態となっています。通知人らは、窓を常時閉め切っても、本件マンションの共用部廊下におけるタバコ臭や各居室内の風呂場やベランダに干した洗濯物にタバコ臭が染み付くなどの被害を受けています。

通知人らが貴学に喫煙所の撤去（移動）をお願いしている理由は、騒音や防犯上の問題といった理由もございますが、そのこと以上に、受動喫煙による健康被害及び被る苦痛が主たる理由です。従いまして、貴学の学生らが喫煙所を「静かに利用」したとしても、問題の解決にはならないことを付言させて頂きます。

通知人らは、受動喫煙による被害を受けることがないよう、当該喫煙所の撤去（移動）を求めています。

通知人らは、再度、貴学に対し、本件マンションに隣接する現在の喫煙所を直ちに撤去（移動）するよう求めます。

なお、これまでの貴学の回答には、1年を目途に大学敷地内全面禁煙を実施したい旨の回答がありましたが、通知人らは、貴学に対し、時間のかかる全面禁煙を必ずしも要望している訳ではありません。むしろ、本件問題となっている喫煙所を早急に撤去（移動）することを求めており、1年もの長期間現在の状態が放置され続けるとすれば到底耐えることはできません。

通知人らは、●●●●●●●管理組合を通じて、これまで貴学に対して、再三にわたり、喫煙所の撤去（移動）をお願いしてきましたが、貴学はこれに対する誠意ある対応を何ら講じませんでした。

6月30日までに、貴学において現在の喫煙所を閉鎖（撤去又は移動）して頂けない場合には、司法機関を通じた損害賠償請求及び差止請求を含む法的手段、マスコミや公的・私的各関係機関への情報提供や呼び掛け及び働き掛けを講じさせて頂きりますことを御承知おき下さい。

必ず6月30日までに、喫煙所を閉鎖（撤去又は移動）ください。以上

この郵便物は平成20年6月17日第号  
1052248270  
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。  
エコノミー平成20年6月17日

郵便認証司

平成20年6月17日

東京中央  
20.6.17  
12-18